

南部町自主防災組織活動助成金交付要綱

平成24年 4 月 27 日南部町告示第 27 号

改正 令和 8 年 9 月 30 日南部町告示第 48 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、自主防災組織が災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時における防災訓練、防災知識の啓発活動及び災害に備えた備蓄物資の整備を促進すること、また、町内に発生した災害に対する支援活動に対し、その活動に係る経費の一部について予算の範囲内で活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象）

第 2 条 南部町自主防災組織活動助成金（以下「助成金」という。）の対象は、南部町自主防災組織育成指導要綱（平成 20 年南部町告示第 5 号）第 3 条の規定により届出された自主防災組織とする。

（交付対象活動及び経費）

第 3 条 助成金の交付の対象とする自主防災組織の活動は、当該自主防災組織が実施主体となるものに限り、活動内容及び対象経費は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、訓練又は活動実施にあたり防災資機材等備品の購入に要した経費については助成対象外とする。

（１）防災訓練

活動内容	交付対象経費
<ul style="list-style-type: none">・ 消火訓練・ 救出救助訓練・ 救命、救護訓練・ 避難誘導訓練・ 情報収集、伝達訓練・ 給食、給水訓練・ 避難所設営、運営訓練・ その他町長が適当と認めるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 消火訓練の実施に要する燃料費、消火器充填費・ 炊き出し訓練の実施に要する材料代、燃料費・ 傷害保険に加入する場合の保険料など

(2) 防災組織の啓発活動

活動内容	交付対象経費
<ul style="list-style-type: none">・ 防災に関するチラシ等の頒布・ 防災に関する映像等の上映会・ 防災講演会の実施・ その他町長が適当と認めたもの	<ul style="list-style-type: none">・ 啓発用チラシ、パンフレット等の消耗品費、印刷費・ 講演会の講師謝金・ 映像上映会に要した教材借上料など

(3) 災害に備えた備蓄物資の整備

活動内容	交付対象経費
<ul style="list-style-type: none">・ 災害に備えた、食料、飲料水、避生活物資等の備蓄物資の整備	<ul style="list-style-type: none">・ アルファ化米、保存パン、缶詰、保存用ビスケット等の非常食購入費・ 長期保存飲料水購入費・ 携帯トイレ、毛布、アルミブランケット、使い捨てカイロ等の避難生活に必要な物資の購入費・ 紙おむつ、おしりふき、生理用品等の要配慮者向け用品の購入費など

(4) 災害発生時における支援活動

活動内容	交付対象経費
<ul style="list-style-type: none">・ 初期消火活動・ 救助救出活動・ 救命、救護活動・ 避難誘導活動・ 情報収集、伝達活動・ 給食、給水活動・ 避難所設営、運営活動・ 災害復旧活動・ その他町長が適当と認めるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 自主避難所開設に伴う自主防災組織会員及び自主避難者への炊き出しに要した材料費・ 災害時に使用した医薬品、消火器充填費、発電機燃料費・ 自主防災組織会員による災害復旧活動に要したお茶代など

2 前項第3号の規定による災害に備えた備蓄物資（以下、「備蓄物資」という。）の購入については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 購入する備蓄物資の数量は、当該自主防災組織の対象区域内の世帯数そ

の他町長が適当と認める基準に応じた数量を上限とする。

(2) 備蓄物資は、災害時に自主防災組織が使用することを目的とするものであり、平常時に使用又は個人へ配布することを目的として購入するものは助成対象としない。

(3) 備蓄物資は、自主防災組織が適切に保管し、管理台帳等により管理するものとする。なお、整備した備蓄物資の消費期限等が2か月未満のものについては、前号の規定にかかわらず使用又は配布することができる。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する訓練及び活動 その要した経費の3分の2以内の額（各号ごとに100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 前条第1項第3号に規定する備蓄物資の整備 その要した経費の2分の1以内の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

2 前条第1項第1号、第2号及び第4号までに規定する訓練及び活動に係る助成金について、同一の自主防災組織に対する年度内の助成金の総額は5万円を限度とする。

3 前条第1項第3号に規定する備蓄物資の整備に係る助成金の額は、同一の自主防災組織につき、当該年度を含めた直近2年間に交付した助成金の合計額が5万円を超えない範囲とする。

(事業開始前の報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、助成対象となる事業を開始する前に、南部町自主防災組織活動助成金事業開始前報告書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 活動に要する経費の予定額は、助成金の交付額を確定するものではない。

3 町長は、第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を確認し、助成対象活動及び助成対象経費に該当しないと認められる場合その他必要があると認める場合は、自主防災組織に対し必要な指示又は助言をすることができる。

4 事業開始前報告を行った後に、活動内容又は支出予定額に変更が生じた場合であっても、助成対象活動及び助成対象経費の範囲内で、かつ、第4条に規定する助成金の限度額を超えない場合は、変更の報告を要しないものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、南部町自主防災組織活動助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

（1）支出経費一覧表（様式第3号）

（2）助成対象経費に係る領収書の写しその他助成対象経費を明らかにする書類

（3）南部町自主防災組織活動助成金交付請求書（様式第4号）

（4）防災訓練を実施した場合は訓練内容が分かるもの

（5）防災に関するチラシ等を作成した場合は当該チラシ

（6）その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による助成金の交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、助成を適当と認めたときは、南部町自主防災組織活動助成金交付決定通知書（様式第5号）により自主防災組織の代表者に通知の上、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、南部町自主防災組織活動助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

南部町自主防災組織活動助成金事業開始前報告書

年 月 日

南部町長 様

申請者

団体名

住 所 南部町大字

代表者 氏名

電話番号

南部町自主防災組織活動助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり報告いたします。

1 活動計画

(1) 活動名（訓練名） _____

(2) 活動予定日

_____年_____月_____日 ～ _____年_____月_____日

(3) 実施場所 _____

(4) 活動の目的・内容

2. 活動に要する経費の見込額 _____円

3. その他町長が必要と認める事項

様式第 2 号（第 6 条関係）

南部町自主防災組織活動助成金交付申請書

年 月 日

南部町長 様

申請者

団体名

住 所 南部町大字

代表者 氏名

電話番号

南部町自主防災組織活動助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1. 活動計画

(1) 活動名（訓練名） _____

(2) 活動日

_____年_____月_____日 ～ _____年_____月_____日

(3) 実施場所 _____

(4) 活動の目的・内容

(5) 参加人数 _____人

(6) その他（周知方法等） _____

2. 助成金交付申請額 _____円

3. 添付書類 (1) 支出経費一覧表

(2) その他町長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 6 条関係）

支出経費一覧表

区分	支出項目	支払金額	助成金額	摘 要
第 3 条第 1 項第 1 号に規定 する防災 訓練				
	計（A）			2/3以内
第 3 条第 1 項第 2 号に規定 する啓発 活動				
	計（B）			2/3以内
第 3 条第 1 項第 3 号に規定 する災害 に備えた 備蓄物資 の整備				
	計（C）			1/2以内
第 3 条第 1 項第 4 号に規定 する支援 活動				
	計（D）			2/3以内
合 計（A+B+C+D）				

様式第4号（第6条関係）

南部町自主防災組織活動助成金交付請求書

南部町自主防災組織活動助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

助成請求額 金 円

振込先

金融機関名	支店名等	種別	口座番号									
		☐ 普通 ☐ 当座										

ゆうちょ銀行	記号							—		番号								
--------	----	--	--	--	--	--	--	---	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

南部町長

様

団体名

住 所 南部町大字

代表者 氏名

電話番号